

## 1 目的

前橋市総合福祉会館における自家用電気工作物がいかなる時にも機能を発揮できるように、適正な維持管理を行う。

## 2 業務場所

前橋市日吉町二丁目 17 番地 10

前橋市総合福祉会館

## 3 自家用電気工作物の概要

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| (1) 設備容量          | 1, 450 キロボルトアンペア |
| (2) 最大電力          | 685 キロワット        |
| (3) 受電電圧          | 6, 600 ボルト       |
| (4) 非常用予備発電装置定格出力 | 160 キロワット        |
| (5) 非常用予備発電装置定格電圧 | 200 ボルト          |

## 4 業務内容

- (1) 自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項があるときに指導、助言を行う。
- (2) 電気事故、その他電気工作物に異常が発生し、又は、発生する恐れがある場合において、委託者若しくは東京電力（株）より通知を受けたとき、又は、点検の際に発見した時は、応急措置を指導し、事故原因の探求に協力し、再発防止につき、とるべき措置を指導、助言し、必要に応じて精密検査を行うとともに電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続の指導を行う。
- (3) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いを行うこと。
- (4) その他、委託者の指示に従うこと

## 5 年間業務内訳

- |              |                                     |
|--------------|-------------------------------------|
| (1) 月次点検     | 月 1 回（計 12 回）確認すること<br>※各月年 6 回絶縁監視 |
| (2) 年次点検     | 年 1 回                               |
| (3) 事故出動     | 必要の都度                               |
| (4) 広報及び相談業務 | 必要の都度                               |
| (5) その他      | 前橋市総合福祉会館担当者の指示によること                |

## 6 業務報告

点検等を行った場合は、速やかに業務報告書を提出するものとする。

## 7 その他

本仕様書に定めのない事項であっても、業務に関連するものは双方協議の上、履行すること。